

校歌・校章の作成について

【趣 旨】

校歌・校章の作成の基本方針と方向性(作成時期、作成方法)について協議する。

1. 校歌・校章について

(1)作成根拠

- ・校歌・校章の作成は、学校の設置要件ではなく、根拠法令もない。
- ・児童生徒や保護者等の帰属意識や連帯感を高めるなど、学校を象徴するものとしてほとんどの学校で作成されている。

校歌：その学校を象徴するものとして、独自に制定された歌。

自校の教育方針、校風、地域環境などを歌詞に織り込み、その学校の一員であるという自覚を高めるなどの目的で、式典のときなどに歌われる。

校章：学校がシンボルとして定めた動植物やモノ、校名の文字などを図案化したもの。

その学校への所属を表したり、他校と識別したりするための意匠として、正門や校舎に取り付けられるほか、校旗、徽章、生徒手帳、学校発行の賞状、卒業証書などに用いられる。

校章と別に、シンボルマークを制作する場合もある。

商標登録する学校は少ないが、著作権は学校(教育委員会)が取得することが多い。

(2)作成の主体

- ・作成の主体について基準等はないが、第一義的には学校運營業務を担う学校(学校長)が最終的な決定者であることが考えられる。
- ・開校前に作成する場合は、決定権を持つ学校(学校長)がないため、教育委員会が最終的な決定者となる。
- ・開校後作成する場合は、学校が主体となりながらも、児童生徒や保護者、地域と協働して作成・決定する事例もある。

(3)作成時期

- ・開校前、開校後それぞれの時期に作成可能。

開校前	<ul style="list-style-type: none"> ・開校式や、開校後すぐの入学式で校歌斉唱をすることができる。 ・施設整備の一環で、学校施設内(校門など)に校章を配置することができる。 ・制作にかかる予算やスケジュールなどの制約を受ける可能性がある。
開校後	<ul style="list-style-type: none"> ・開校後の学校を見て具体的なイメージを持って、新設校の体制の中で作成することができる。 ・学校運営の一貫で作成することになるため、作成方法やスケジュールなど様々な制約等が生じにくい、費用確保の必要がある。

(4)作成方法

① 作成方法の事例

校歌

- ・公募 ⇒ ・歌詞と曲が一体となったものを一般募集する。
 - ・歌詞の盛り込みたい言葉(単語・フレーズ)を地域や学校で募集し、条件付きで一般公募する。
 - ・歌詞と曲を分けて募集し、音楽教諭が編曲する。又は編曲のみ外部委託する。
 - ・歌詞を一般公募し、作曲は専門家(大学教授や音楽教諭等)に依頼。

【参考】公募の場合の謝金等の相場 ⇒ 1万円～5万円程度

- ・委託 ⇒ ・プロの作曲家や専門家(大学教授や音楽教諭等)に作詞・作曲を委託する。
 - ・校歌制作業務委託(公募型プロポーザル方式)
 - ・歌詞に取り入れたい言葉(単語・フレーズ)を地域や学校で募集し、作詞・作曲の委託に際し、作詞の参考にしてもらう。

【参考】委託の場合の委託料等の相場 ⇒ 大学教授等は30万円程度

著名人は、数百万円を見込むがピンキリ

- ・その他 ⇒ ・統合する学校の校歌を活用し、学校名のみを変更する。
 - ・児童生徒の意見を参考にしながら、音楽教諭が作詞・作曲する。

校章

- ・公募 ⇒ ・デザインを一般募集する。
 - ・デザイン系の専門学校や大学の学生を対象に公募する。

【参考】公募の場合の謝金等の相場 ⇒ 1万円～10万円程度

- ・委託 ⇒ ・プロのデザイナーにデザイン作成を委託する。
 - ・校章等制作業務委託(公募型プロポーザル方式)
 - ・校章に盛り込みたいモチーフを地域に募集し、作成の委託に際し、デザインの参考にしてもらう。

【参考】委託の場合の委託料等の相場 ⇒ 10万～50万円程度

- ・その他 ⇒ ・統合する学校の校章を活用し、学校名のみを変更する。
 - ・美術教諭などによるデザイン作成。

② 作成方法における、メリット・デメリット

公募	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(応募条件次第で)幅広い作品を期待することができる。 ・募集することが、新設校の周知の機会となる。 ・応募者は、開校準備に関わったという認識をもつことができる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作詞作曲は比較的専門性が高く、誰でも気軽に応募できるものではない。また、清書や編曲の調整作業が必要となる場合がある。 ・審査や選定に際して、専門性と知見が求められる。 ・賞金や報償費で、応募数や応募作品のレベルが左右される可能性がある。 ・(応募条件次第で)地元の意向を反映しないものになる可能性がある。 ・募集や選定に時間を要する。 ・校歌を一般公募した場合、歌詞と曲が他者の著作権や商標権を侵害する可能性がないかを、調査する必要がある。(校章デザインについても同じ)
委託	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間が不要なため、比較的短期間に完成が見込まれる。 ・清書や編曲の調整作業が必要ない。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(業務委託仕様次第で)地元の意向を反映しないものになる可能性がある。 ・幅広い作品の中から選択することが出来ない。 ・校歌の製作者が著名な作曲家などの場合、JASRAC 管理となる可能性あり。
その他	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間が不要なため、比較的短期間に完成が見込まれる。 <p>【デメリット】</p> <p>■既存のもの活用の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校の個性や伝統がある校歌・校章を複数組み合わせることは、困難。 ・当初の製作者やその遺族の承諾を得る必要が生じる場合がある。 <p>■音楽教諭・美術教諭による作成の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来業務ではないため、作成を強要することは出来ない。

【参考】

JASRAC(日本音楽著作権協会)

著名な音楽家やアーティストの場合、JASRAC の会員・信託者の可能性がある。委託が有償・無償にかかわらず、JASRAC の会員・信託者が作詞、作曲をした作品はすべて JASRAC 管理となるため、印刷物に掲載し配布する際(例:卒業式の式次第に歌詞を掲載する場合など)に、使用料支払いが発生する。

「依頼主の学校が使用する場合には、使用料は請求しないでほしい」という例外規定を設けたり、学校に権利を譲渡したりすることで、使用料支払いを回避することも可能。

③ 具体的な作成方法

校歌・校章の基本的な考え方や、作成方法、作成範囲などを決定する必要がある。

公募の場合	委託・依頼の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・公募方法の検討 ・公募条件(募集範囲、募集内容等)の検討 ・選考基準、選定方法の検討 ・審査員の検討 ・採用者への謝礼等の検討 ・清書や編曲が必要な場合への対応の検討 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼条件(仕様)の検討 ・依頼者候補の選定 ・謝金・委託料の検討 <p style="text-align: right;">など</p>

校歌の作成範囲の検討	校章の作成範囲の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・作詞、作曲、編曲 ・音源制作 ・譜面(主旋律・ピアノ演奏・編曲) ・レコーディング、CD制作 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー(複数色、単色) ・ファイル形式(JPEG,PDF,イラストレーター) <p style="text-align: right;">など</p>

2. 各学校の校歌・校章

桜島地域の既存校の校歌・校章は、「別紙1」のとおり

3. 校歌・校章の基本方針と方向性について協議

校歌・校章の作成については、作成主体となる学校がまだないため、整備検討委員会で基本方針と方向性を協議するものとする。

(1)基本方針(事務局案)

新設校にふさわしい校歌・校章を、新たに作成する。

(2)方向性(事務局案)

①作成時期

新設校の開校後しばらくは学校運営に余裕がないと予想されるため、校歌・校章とも、開校前に教育委員会が予算の範囲内で作成する。(作成にあたっては、整備検討委員会で必要な事項を協議する。)

校歌・校章とも、校名や校訓(学校教育目標)をもとに制作することが多いことから、5年度中に具体的な作成方法等を検討し、6年度から7年度にかけて作成に取り組む。

②作成方法

校歌 ⇒ 公募ではなく、専門家(大学教授や音楽教諭等)やプロの音楽家に、制作依頼する。

校章 ⇒ 公募ではなく、専門家(大学教授や美術教諭等)や、プロのデザイナーに制作依頼する。

○制作依頼の対象者は、予算の範囲内で人選する。

○児童生徒や地域の意向を制作に反映する課程を設ける。

(例1)校歌の歌詞の盛込みたい言葉(単語・フレーズ)と、校章に盛込みたいモチーフを児童生徒や地域に募集し、校歌や校章にふさわしいと選考されたものを制作者に提供する。

(例2)制作者が児童生徒とワークショップを行い、校歌や校章の制作に組み込む。

(例3)複数案を制作してもらい、児童生徒や地域住民に選んでもらう。